

2023年7月26日  
株式会社エフエネ

大雨に伴い被災された東北・東京・中部・北陸・関西・中国・九州電力管轄地域にお住まいの皆さまに対する電気料金の特別措置について

6月2日、6月29日及び7月7日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいたすべての皆さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表\\_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。昨日時点での特別措置の対象地域については、下記となります。

<対象の地域>

災害救助法の適用地域

・6月2日からの大雨災害

【茨城県】取手市

【和歌山県】海南市

【埼玉県】草加市・越谷市・北葛飾郡松伏町

【静岡県】磐田市

・6月29日からの大雨災害

【山口県】山口市・美祢市

・7月7日からの大雨災害

【青森県】西津軽郡深浦町

【秋田県】秋田市・能代市・男鹿市・潟上市・大仙市・北秋田市・仙北市

・北秋田郡上小阿仁村・山本郡藤里町・山本郡三種町・山本郡八峰町

・南秋田郡五城目町・南秋田郡八郎潟町・南秋田郡井川町・南秋田郡大潟村

【富山県】富山市・高岡市・小矢部市・南砺市

【島根県】出雲市

【福岡県】久留米市・八女市・筑後市・うきは市・朝倉市・那珂川市・朝倉郡筑前町

・朝倉郡東峰村・八女郡広川町・田川郡添田町

【佐賀県】 佐賀市・唐津市・伊万里市

【大分県】 中津市・日田市

※対象の市町村は、当社確認時点で災害救助法の適用となった市町村および隣接市町村となり、上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

#### ・特別処置の内容

##### ① 支払期日の1ヵ月延長

・2023年6月分※、7月分、8月分、および9月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※6月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

##### ② 不使用月の電気料金の免除

災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

##### ③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2024年1月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

#### ・特別処置の申込み方法

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

株式会社エフエネ

TEL：0570-011-663

営業時間:10時～17時30分（夏季・年末年始・土日祝を除く）